

仙台市の被災者支援制度の申請期限について

平成 25 年 2 月 27 日

○平成 25 年 3 月 29 日（金）で申請受付を終了する支援制度	
支援制度等	申請窓口等
<p>東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度における遡及申請</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度は、被災宅地危険度判定制度による調査結果が「危険」もしくは「要注意」のもの、または市が同等の被害状況にあると認める被災宅地などにおいて、所有者等が自ら行う復旧工事費の一部を助成する制度であり、その制度には、平成 24 年 3 月末までに助成金交付申請をせずに着手、または、既に工事を完了した所有者等に対し、さかのぼって申請できる特例措置を設けておりますが、特例措置に係る申請受付を平成 25 年 3 月 29 日で終了します ※通常の申請は平成 25 年 4 月以降も継続して受け付けます 	<p>【問い合わせ先】 復興事業局北部宅地工事課・南部宅地工事課 電話 022-214-8304</p>
<p>被災宅地復旧工事助成金制度等に伴う被災宅地危険度判定</p> <ul style="list-style-type: none"> 市では、被災宅地の復旧を、公共事業と被災宅地復旧工事助成金制度によって支援しています。対象となる宅地は、被災宅地危険度判定による調査の結果が「危険」もしくは「要注意」のもの、または市が同等の被害状況にあると認める被災宅地等ですが、危険度判定の申請受付を平成 25 年 3 月 29 日で終了します 	
<p>公立・私立保育所通常保育料、公立保育所延長保育料の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅にり災証明で半壊以上の被害があるときの保育料減免の申請受付は、平成 25 年 3 月 29 日で終了します 	<p>入所している保育所を管轄する区役所の家庭健康課</p>

○平成 25 年 3 月 30 日（土）で申請受付を終了する支援制度	
支援制度等	申請窓口等
<p>私立保育所延長保育料、公立・私立一時預かり・特定保育料、休日保育料、せんだい保育室・家庭保育福祉員・幼稚園保育室の保育料の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅にり災証明で半壊以上の被害があるときの保育料減免の申請受付は、平成 25 年 3 月 30 日で終了します ※休日保育料のみ平成 25 年 3 月 31 日まで受け付けます 	<p>入園(所)・利用している施設へ直接申請</p>

○平成 25 年 4 月以降も申請受付を継続する支援制度	
支援制度等	申請窓口等
<p>被災者生活再建支援制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅にり災証明で大規模半壊以上の被害があるときや半壊又は敷地の被害でやむを得ず住宅を解体したときは、住宅の被害程度に応じて基礎支援金を、また、住宅の再建方法に応じて加算支援金を支給します ※住宅とは、震災時に居住していた住家のみが対象となり、居住していない住家や非住家(店舗・倉庫など)は対象となりません 	<p>市役所・各区役所の義援金等相談窓口、宮城総合支所総務課</p> <p>【問い合わせ先】 義援金等相談ダイヤル 電話 022-214-8488 (平成 25 年 3 月 29 日で終了)</p> <p>※平成 25 年 4 月 1 日以降の電話相談先 被災者支援情報ダイヤル 電話 022-214-3805</p>

<p>災害援護資金貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により世帯主が重傷を負った、又は住宅・家財(※参照)に著しい被害がある世帯に生活再建の資金の貸し付けを行います(所得制限あり) ※家財に著しい損害を受けた場合の申込は、家財の概ね3分の1以上の被害を受けた次の世帯が対象です <ul style="list-style-type: none"> ・住家に津波被害(浸水)があった世帯 ・広範囲にわたり住家の宅地に地すべりや崩壊があった世帯 ・半壊以上の被害を受け、住家を失い仮設住宅(みなし仮設を含む)に居住する世帯又はこれと同程度と認められる世帯 	<p>市役所・各区役所の義援金等相談窓口、宮城総合支所総務課</p> <p>【問い合わせ先】 義援金等相談ダイヤル 電話 022-214-8488 (平成25年3月29日で終了)</p> <p>※平成25年4月1日以降の電話相談先 被災者支援情報ダイヤル 電話 022-214-3805</p>
<p>災害弔慰金・災害障害見舞金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により死亡した方のご遺族には弔慰金を、災害により障害者となった方には見舞金を支給します 	
<p>災害義援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に災証明で半壊以上の被害があるときや死亡・行方不明者がいる世帯などに対して、全国各地から寄せられた義援金を配分します ※住宅とは、震災時に居住していた住家のみが対象となり、居住していない住家や非住家(店舗・倉庫など)は対象となりません 	
<p>移転対象地区(災害危険区域)における住まいの移転への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転対象地区に住まいを所有し居住していた方が移転する場合、引越し費用等や建物・土地の取得にかかる費用の借入利子相当額を助成します 	<p>復興事業局移転推進課</p> <p>【問い合わせ先】電話 022-214-8805</p>
<p>移転対象地区(災害危険区域)以外の浸水区域における住まいの安全確保への助成</p> <p>①移転に要する費用や移転再建資金の借入利子相当額の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波防災施設の整備を行っても津波による浸水が予想される区域として本制度で指定する区域内に住まいを所有し居住していた方が、本市の市街化区域等へ移転する場合、引越し費用等や建物・土地の取得にかかる費用の借入利子相当額を助成します <p>②現地再建による宅地防災対策の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波防災施設の整備を行っても津波による浸水が予想される区域として本制度で指定する区域内に住まいを所有していた方が、住まいの現地再建のため宅地を盛土し、または基礎のかさ上げ等の津波宅地防災対策を行う場合、宅地防災工事費の一部を助成します 	<p>復興事業局事業調整課</p> <p>【問い合わせ先】電話 022-214-8032</p>
<p>心身障害者扶養共済制度掛金の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に災証明で大規模半壊以上の被害があるときに1口分の掛金を減免します ・ただし、申請できるのは災証明発行日から2ヶ月以内 	<p>各区役所障害高齢課</p>

[各区役所・各総合支所の電話番号]

青葉区役所 022-225-7211	宮城野区役所 022-291-2111	若林区役所 022-282-1111
太白区役所 022-247-1111	泉区役所 022-372-3111	
宮城総合支所 022-392-2111	秋保総合支所 022-399-2111	

[その他各種支援制度の問い合わせ先]

被災者支援ダイヤル 022-214-3805
義援金等相談ダイヤル 022-214-8488 (平成25年3月29日で終了)